恵山道立自然公園管理指針

H13.9.20　自然第733号通知

１　管理の基本的方針

恵山道立自然公園は、北海道南端の渡島半島南部に位置し、渡島支庁管内３町１村（戸井町・恵山町・南茅部町・椴法華村）にまたがり、活火山の恵山を中心とした山岳景観及び海蝕崖を中心とした海岸景観を主要とする面積 2,637ha を有する公園で、昭和 36 年 6 月１日に指定されている。

本公園は、恵山を中心とした恵山地域、戸井町から南茅部町南部に至る海岸地域、南茅部町内陸部の森林地域の３地域に大きく分けられるが、風致景観の特性及びその保全についての課題は共通する部分が多いため、本管理指針においては公園全体を一つの管理計画区として取り扱う。

（１）保護に関する方針

ア　風致景観の特性及び保全対象

（恵山地域）

当該地域は、恵山を中心として、恵山町東部・椴法華村南部にまたがる地域で、高山植物群落・火口原を有する恵山高原地区、海蝕崖を有する水無温泉地区に大別される。

恵山高原地区においては、ガンコウラン・イソツツジ・ミネズオウ等の高山植物群落、火山噴出物や複数の噴気口が見られる火口原を有している。

また、恵山の南東部側斜面にはヤマツツジやサラサドウダン・ムラサキヤオシ等のツツジ類が自生しており、毎年５月下旬から６月上旬にかけて開花し、優れた景観を呈している。

恵山自体が噴火湾・太平洋に突出しているため、618 メートルという低標高にもかかわらず、多様な高山植物群落や多様な樹木の生育する環境となっている。

椴法華村側の水無温泉地区は、火砕流からなる平坦面上に位置し、村の宿泊施設を始め、古くからの温泉旅館や漁家が散在しており、優れた景観である海蝕崖を見下ろすことができる。平坦面下の海蝕崖には道路が通じておらず、自然景観をそのままに残している。

（海岸地域）

戸井町から南茅部町にかけて海蝕崖・奇岩が点在し、独特の景観を有する地域が公園区域となっている。

戸井町の武井の島はカモメ類の生息地となっており、戸井町から恵山町にかけての日浦岬付近は、柱状節理が顕著に見られる地域となっている。

恵山町のサンタロナカセには、地名の由来にもなった奇岩や柱状節理が多く見られ、椴法華村の北部から南茅部町木直にかけても、崖が海岸を通る国道際にまでせり出し、優れた景観を呈している。

（森林地域）

南茅部町の川汲川、大船川及び磯谷川の各流域に公園区域は所在し、渓流と森林

が美しい景観を織りなしている地域である。

各川流域には温泉が所在し、大船上の湯では町営の温泉施設が整備され、併せて園地の整備も進められている。

イ　保全対象の保全方針

本公園の特徴である海岸線、森林、山岳地帯といった多様な景観と生態系を保全するため、総合的な環境の保全に努めることとし、必要に応じて道立自然公園条例以外の各種法令・制度と連携し、国及び市町村との連絡調整を図る。

（２）利用に関する方針

ア　利用の特性及び利用方針

自然性の高い環境に、温泉等の利用拠点が隣接し、都市住民の利用の多い地域であることから、自然探勝歩道の整備や植生保護柵の設置等を行い、適切な公園利用を推進する。

また、公園区域が点在していることも本公園の特徴となっているが、統一標識の設置等よりより、公園全体の一体性を利用者に広く理解してもらう必要がある。

イ　利用施設の整備及び管理方針

風致景観の保護のため利用施設は最小限とし、設置する場合には、自然環境の改変が少ない場所・工法を選定し整備する。

ウ　利用の指導及び利用規制方針

自然とのふれあいの推進を図るため、関係機関等と連携を図りながら、自然観察等の普及を図る。

また、野生生物や特殊な地形等の保護管理や快適な利用環境の維持のため、関係機関の協力を得て必要な規制を図るものとする。

２　風致景観の管理に関する事項

（１）許可、届出等取扱

「北海道立自然公園条例施行規則」（昭和３３年北海道規則第７４号 ）、「道立自然公園許可届出等事務取扱要領」（平成１２年３月３１日付け自然第１３６１号）によるほか、原則として以下の取扱方針によるものとする。

行為の種類	取　扱　方　針
１　工作物 (1)建築物	①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致を保護するため、デザイン・色彩については、特に配慮する。 ②デザイン、色彩、材料 屋根：原則として勾配屋根とする。色彩については、こげ茶系とする。 しかし、周囲の状況に応じ、陸屋根や赤錆色、暗緑色等も認める。 外壁：原則として、茶色系、、灰色、クリーム色、白色系又は自然材料素地とし、華美な印象を与えない色彩とする。

	デザイン：外部意匠は、極力単純な形態とし、周囲の自然環境と調和のとれたものとする。 ③修景緑化 建築物の周囲には、在来種を用いた修景のための植栽を可能な限り行う。
(2)道路	①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。 また、野生生物の生息・生育や繁殖に影響を与えないよう、自然環境の保全に努める。 ②付帯施設の取扱い 大型視線誘導標や電光掲示板等の設置を行う場合、支柱の色彩については、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 防護柵及び防護ネットの色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ素地色を原則とする。 主要道路の防護柵については、不必要な期間の取り外しや折り畳み等をできる限り考慮し、風致の維持に配慮する。 ③残土処理方法 残土は、公園区域外に搬出するなど、風致の保護上支障のないよう適切に処理する。 ④法面処理及び修景緑化 工事に伴い生ずる裸地及び法面は緑化することを原則とし、周囲の自然植生に近い植物群落に速やかに復元するよう、適切な植物種及び緑化方法を用いる。早期緑化を図る目的で一般的に使用されている草本種を使用する場合でも現地の植生状況を踏まえ、可能な限り先駆種を選定し、在来植生への移行を促進させるよう努める。 擁壁を設ける場合には、風致の保護上重要な箇所においては、極力、自然石や自然石に模した材料等を使用するように努める。
(3)電柱、鉄塔、アンテナ等	①基本方針 主要利用動線、利用拠点における風致の保護に配慮する。 ②規模、構造、色彩等 ア　電柱 主要な道路沿線や利用拠点からの展望方向での電力線路・電話線路の新築・改築等に当たっては、極力、地下埋設化を行うように指導する。 また、それ以外の場所については、電力線・電話線を極力共架とし、電柱の色彩はこげ茶色を原則とする。 イ　鉄塔・アンテナ等 主要な展望地や利用動線における風致の保護に支障のある場所には新築しないことを原則とする。それ以外の場所については、

	必要最小限の高さとし、風致の維持に配慮する。 また、複数の施設が現存する場所では、老朽化等による更新、建て替えの際には、可能な限り近傍のものを統合した施設とし、風致の改善を図るよう指導する。
(4)その他の工作物	主要な展望地や利用動線における風致の保護に配慮する。 特殊な用途を有するものを除き、外部の色彩は茶色系、灰色系、白色系等又は自然材料素地を原則とする。
2木竹の伐採	主要道路沿線や利用拠点からの眺望の対象となる場所については、風致の保護に配慮した施業方法によるものとする。
3広告物 (1)指導標、案内板	①基本方針 公園利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板等は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとし、 法令等により形状が規定されているものを除き、公園全体でデザ インの統一を図ることを検討する。 ②設置場所 設置目的から利用拠点や路線分岐点に限られるが、設置の目的を考慮した上で、展望や風致に支障がないよう適切に配置する。 ③規模、材料、デザイン、色彩 規模は、必要最小限とする。 極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。 色彩は、こげ茶色、黒、白を基調とし、利用者に過度の印象を与えることのないものとする。ただし、赤、青、緑等の原色であっても、シンボルマークなどの部分的な使用であれば認める。
(2)営業用広告物	①基本方針 公園利用者に不快感や過度の印象を与えることのないようするとともに、利用動線、利用拠点における風致の保護に留意する。 ②設置場所 現に営業を行っている敷地以外には設置を認めないが、施設が主要道路に面していない場合は、必要最小限の誘導標識を進入分岐点に認める。 また、多数設置される場所においては、集合看板とする。 ③規模、材料、デザイン、色彩 前記(1)指導標、案内板の取扱いに準じる。
4植物の採取、損傷	学術研究や生態調査等のために許可を得て採取、損傷をする植物の数量は、必要最小限とする。 また、公園利用者の多い時期、場所での採取や損傷は、極力避けることとする。

（２）公園事業

事業決定の内容及び「道立自然公園事業取扱要領」（平成１２年１１月１７日付け自然第８９８号環境生活部長通知）によるほか、次の取扱方針によるものとする。

計画の種類	地区	取扱方針
１集団施設地区	基本方針	海蝕崖、高山植物群落、森林、渓流等多様な風致景観を維持するため、今後の整備に当たっては、自然改変を最小限とする。 付帯施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」の「特別地域に係る取扱方針」の１「工作物」に準じる。
	川汲温泉	一般道道函館南茅部線沿いに位置し、宿舎（温泉旅館）・園地（川汲公園）・園路・駐車場・あずまや等が整備されている。 今後の整備に当たっては、当地区の利用のあり方検討した上で取り扱う。
	原田温泉	恵山山麓に位置し、宿舎（温泉旅館）・園地（つつじ公園）・園路・駐車場等が整備されている。 本公園中利用者の最も多い地区であり、利用動向を踏まえ、今後の整備の方針を検討する。
	水無温泉	恵山の東北麓に位置し、宿舎（公営宿舎及び温泉旅館）・園地・園路・駐車場・博物館等が整備されている。 今後の整備に当たっては、海岸景観に与える影響に配慮する。
２道路(車道)	基本方針	海蝕崖、高山植物群落、森林、渓流等多様な風致景観を維持するため、今後の道路整備に当たっては、周辺の植生や景観に与える影響に配慮し、自然改変を最小限とする。 付帯施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」の１「工作物」の(2)「道路」に準じる。
	双見磯谷線	現在、終点に計画されている園地は未整備であり、宿舎もない。 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	大船川沿線 (一般道道臼尻豊崎	今後の道路整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。

	線)	
	川汲函館線 (主要道道函館南茅部線)	函館市から南茅部町に至る主要道路であり、川汲園地の入口となっている。 今後の線形改良等整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	恵山線	恵山地域の主要利用拠点である恵山温泉園地に連絡する唯一の車道である。 今後の線形改良等整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	御崎元村線 (一般道道元村恵山線)	現在、恵山町御崎～椴法華村水無温泉間が未通となっており、今後の道路整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	汐首展望台	山頂部にあるマイクロ・ウェーブ中継所管理用の道路であり、一般の利用には供されていない。 当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	川汲公園線	今後の道路整備に当たっては、野生生物へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
	銚子海岸線	現在､終点に計画されている園地は未整備であり、当地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	南茅部戸井線 (一般国道278号及び主要道道函館恵山線)	今後の道路整備に当たっては、海岸景観へ与える影響について配慮するなど、自然改変を最小限とする。
3　道路 (歩道)	川汲探勝線	川汲園地から台場山旧砲台跡地に至る歩道である。 今後の改良に当たっては、周辺の植生の保護野田風致の維持に配慮する。
	恵山登山線	恵山高原地区を縦断する歩道で、本公園の中でも最も利用の多い歩道である。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮するとともに、指導標・解説板等の改良・整備を検討する。
	海向山周回線	恵山から海向山を縦走する登山客の利用が多い歩道である。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮するとともに、指導標・解説板等

		の改良整備を検討する。
	恵山周回線	恵山登山線と並び利用者の多い歩道である。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮するとともに、指導標・解説板等の改良・整備を検討する。
	恵山東麓線	恵山町御崎と椴法華元村を結ぶ路線である。 今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮する。
	大船探勝線	今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮する。
	水無探勝線	今後の整備に当たっては、周辺の植生の保護など風致の維持に配慮する。
4　宿舎	基本方針	宿泊施設は必要最小限とし、施設の取扱い等については、前記(1)「許可、届出等取扱方針」の1「工作物」の(1)「建築物」に準じる。
	磯谷温泉	この宿舎計画は、南茅部町北部の磯谷川上流部に位置し、森林竹の公園利用拠点として計画されている。 既存の宿舎はないが、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	大船下の湯	この宿舎計画は、南茅部町中部の大船川下流部に位置しており、過去には数軒の旅館があったが、現在営業は行われていない。 この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	大船上の湯	この宿舎計画は、大船川中流に位置し、町営の温泉宿泊施設がある。 周辺には河川公園・生活環境保全林・キャンプ場等も整備されており、森林地区の利用拠点となっている。 今後の取扱いは、この拠点としての利用目的を考慮したものとする。
5　園地	基本方針	各地区の利用動向を十分勘案し、かつ風致景観の維持に十分留意して整備を進めることとし、付帯施設の取扱いについては、前記(1)「許可、届出等取扱方針」に準じる。
	磯谷温泉	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	大船下の湯	当該園地は未整備の状態である一方、園地の計画のない大船上の湯地区での園地・野営場等の整備が

		進んでいる。 この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	台場山	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	銚子岬	眺望対象である海蝕崖の展望位置にあるが、未整備に状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	恵山温泉	本公園の最大の利用拠点となっており、駐車場、公衆便所、あずまや等が整備されている。入り込み数も多い地区であるために、今後の施設の整備に当たっては、利用動向を勘案しながら施設の規模、内容等を十分検討し、その整備を進める。
	サンタロナカセ岬	眺望対象にある海蝕崖にあるが、未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	日浦岬	眺望対象である海蝕崖にあるが、未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
	武井の島	眺望対象である武井の島の対岸にあり、駐車場、公衆便所、あずまや、展望台等が整備されている。 今後の整備に当たっては、利用動向を勘案しながら、公衆便所の改修、案内板の整備等を検討する。
	汐首岬	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。
6舟遊場	武井の島	未整備の状態であり、この地区の利用のあり方を検討した上で取り扱う。

3　地域の開発、整備に関する事項

（1）自然公園施設

施設の整備に当たっては、周辺の風致景観や自然環境の保全に配慮しつつ、自然とのふれあいの推進に資する施設、高齢者や障害者等も安全で快適に利用できる施設の整備を進め、適切な維持管理に努める。

また、既存施設の補修改良に当たっては計画的に整備を進め、可能な施設についてはバリアフリー化することとし、特に公衆便所については、快適に公園を利用してもらうため、水洗化に向けた整備を進める。

（2）一般公共施設

各種防災施設等の整備工事については、風致の維持に十分留意して進めるものとする。

4　利用者の指導等に関する事項

（1）自然解説に関する事項

当公園は、地区ごとの自然景観が多様であり、各地区ごとの自然ふれあい方策について、基本的な考え方を整理し、効率的、効果的に実施するものとし、関係機関・団体の協力を得て、各季節、各利用拠点の多様な自然と様々な利用形態の公園利用者に対応した自然に親しむ活動、自然解説活動等が展開されるように努める。

また、公園区域内には、地域を特色付けている特殊な地形や植生等を観察できる場所も多いので、解説板等を適切に配置する。

（2）利用の規制

ア　自動車の規制

一般車両による公園利用が多くなってきているため､主要利用拠点地においては､適切な規模の駐車場を整備する。

また、要所に注意標識や車止めを設置するなどして、道路・駐車場等以外の場所への無秩序な乗り入れを防止する。

イ　植生保護のための立入規制

恵山高原地区は園路沿いに高山植物群落が多く見られるため、要所に立入規制の標識や植生保護柵等を設置するなどして、公園利用者が園路以外の場所へ無秩序に立ち入らないよう、啓発を図る。

ウ　利用マナーの徹底

公園利用者の増加に伴い、ゴミ・空き缶等の投げ捨てや、植生の踏み付け等による自然生態系への悪影響が懸念されるため、利用者に理解、協力を求めるなどマナーの周知徹底を図る。

エ　静かな環境での維持

利用拠点での案内放送、音楽放送塔の取扱いには十分留意し、静かな環境の維持に努める。

オ　新しい利用形態への対応

スノーモービルの無秩序な乗り入れをしないよう、関係機関・団体と連携を図って指導する。

また、歩くスキーホーストレッキング等は、自然探勝・自然体験等のためには注目すべき利用形態である一方、任意に動線を設定できることなどから、無秩序に行われた場合には公園の風致の維持や野生生物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあるため、実施に当たっては十分配慮するよう、また、従来から行われている利用（風景観賞、野鳥観察等）と調和した秩序ある利用が行われるよう指導する。

（3）利用者の安全対策

各利用拠点等で整備した各施設については、各施設管理者間で連絡を密にして、利用者の安全確保を徹底する。

また、海蝕崖等の危険箇所については、土地管理者等関係機関、関係団体等と協力して、安全対策や危険箇所の周知徹底を図る。

火山である恵山山麓に位置している恵山町原田温泉集団施設地区・恵山温泉園地、椴法華村水無温泉集団施設地区は利用者も多いことから、火山災害発生時の避難路の確保、利用者の避難誘導等の態勢について早急に検討し、公園利用者への周知を図る

必要がある。さらに、恵山の火口原等においては、火山性ガスが発生する可能性があることから、注意標識等の整備を検討する。

5　地域の美化修景に関する事項

美化清掃計画

当公園の美化清掃は、各公園利用施設について、それぞれの施設管理者及び地元町村が主体となって実施している。今後は、各施設管理者及び町村のほか、ボランティアの協力も得ながら美化清掃を実施する。

また、ゴミの持ち帰りについて、関係機関・団体等の協力の下に公園利用者に周知徹底を図る。